

酢酸カリウム (Potassium Acetate)

審議の対象	添加物としての指定の可否及び規格基準の設定
経緯	令和8年6月2日開催の添加物部会において審議され、指定等を行うもの。
化学式	CH_3COOK
用途	酸味料、調味料、水素イオン濃度調整剤 (pH 調整剤)、日持向上剤
概要	酢酸カリウムは、日本で添加物として指定されていないが、酢酸ナトリウムのアルカリ塩基を置き換えたものであり、酢酸ナトリウムと同様の機能を有する。酢酸ナトリウムは昭和33年に結晶、昭和41年に無水物が添加物として指定され、酸味料、調味料、水素イオン濃度調整剤 (pH 調整剤)、日持向上剤として使用されている。酢酸ナトリウムを酢酸カリウムに置き換えることにより上記の機能だけでなくナトリウム摂取量低減が期待できる。
諸外国での状況	コーデックス委員会において、酢酸カリウムは食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) に記載され、食品全般 (表3の付属文書に掲載された食品分類及び個別食品を除く) 及び乳幼児用補完食においてGSFAにおける適正製造規範 (GMP) のもとで必要量の使用が認められている。 米国では、「食品に直接添加するために許可された食品添加物」の「合成香料および補助剤」とされ、GMPのもとで必要量の使用が認められている。 欧州連合 (EU) では、缶詰や瓶詰の果物や野菜、パン、新鮮な挽肉の包装済み調製品に適量の使用が認められている。また、シリアルやベビーフードにpH調整剤として適量の使用が認められている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	酢酸カリウムは酢酸イオン及びカリウムイオンから構成され、添加物としての使用時においては、ヒトの生体内

	で、酢酸イオンとカリウムイオンに解離・吸収される。 これまでの食品健康影響評価において、酢酸については、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はない」と評価され、添加物に由来するカリウムについては、「安全性に懸念がない」と評価されている。 したがって、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に基づき、酢酸カリウムについて、人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに定めるとともに、規格基準を設定することについては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （令和 8 年 5 月 21 日付け府食第 311 号「食品健康影響評価の結果の通知について（回答）」）
摂取量の推計	指定等要請者は、酢酸ナトリウムが酢酸カリウムに代替される場合を仮定して推計し、第 13 回添加物生産・流通量調査（令和 5 年）の結果から、添加物「酢酸カリウム」の一日摂取量は、国民全体では 374.6 mg/人/日（酢酸イオンとして 225.4 mg/人/日、カリウムイオンとして 149.2 mg/人/日）と推計している。また、代替により酢酸自体の摂取量は変わらないと考えられる一方、カリウムの摂取量は酢酸カリウム由来のカリウムが食事由来のカリウムの摂取量に加わることになるが、増加分は最大でも現在の食事由来のカリウムの摂取量の約 6%であり、大きな影響を及ぼすものではないとしている。
使用基準案	使用基準を設定しない。 使用基準を設定しない理由については、以下のとおり。 ・食品安全委員会の食品健康影響評価の結果、人の健康に悪影響を及ぼす恐れはなく、食品安全基本法第 11 条第

	1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとされていること。 ・ GSFA において、酢酸カリウムは、食品全般及び乳幼児用補完食に必要量の使用が認められていること。また、JECFA において、酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩の ADI は制限しないとされていること。 ・ EU において、酢酸カリウムは缶詰や瓶詰の果物や野菜、パン、新鮮な挽肉の包装済み調製品に適量の使用が認められ、また、シリアルやベビーフードに pH 調整剤として適量の使用が認められていること。また、SCF において、1990 年、酢酸及びその塩（カリウム塩、ナトリウム塩、カルシウム塩及びアンモニウム塩）のグループ ADI は特定しないとされたこと。 ・ 日本において、指定添加物「酢酸ナトリウム」に使用基準が設定されていないこと。
成分規格案	別紙のとおり
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定。
答申案	別紙のとおり

答申（案）

1. 酢酸カリウムについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 酢酸カリウムの添加物としての規格基準については、以下のとおり設定することが適当である。なお、成分規格は「酢酸カリウム」、「酢酸カリウム液」を設定する。

使用基準（案）

設定しない

成分規格（案）

酢酸カリウム

Potassium Acetate

$C_2H_3KO_2$

分子量 98.14

Potassium acetate [127-08-2]

含 量 本品を乾燥したものは、酢酸カリウム（ $C_2H_3KO_2$ ） 99.0%以上を含む。

性 状 本品は、潮解性の無色の結晶又は白色の結晶性の粉末で、においがいい、又はわずかに酢酸のにおいがある。

確認試験 本品は、カリウム塩の反応及び酢酸塩の反応を呈する。

pH 7.5～9.0（1.0 g、水 20mL）

純度試験 (1) 溶状 無色、澄明（1.0 g、水 10mL）

無色、澄明（1.0 g、エタノール（95）10mL）

(2) 遊離アルカリ 本品 1.0 g を量り、水（二酸化炭素除去）20mL を加えて溶かし、フェノールフタレイン試液 2 滴を加えるとき、液が赤色を呈しても、その色は、0.1mol / L 塩酸 0.50mL を加えるとき、消える。

(3) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下（2.0 g、第 3 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式）

(4) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下（0.50 g、第 1 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B）

乾燥減量 8.0%以下 (150℃、2 時間)

定 量 法 本品を乾燥し、その約 0.2 g を精密に量り、酢酸 40mL を加えて溶かし、0.1mol/L 過塩素酸で滴定する。終点の確認には、電位差計を用いる。別に空試験を行い、補正する。

0.1mol/L 過塩素酸 1 mL = 9.814mg $C_2H_3KO_2$

酢酸カリウム液

Potassium Acetate Solution

定 義 本品は、氷酢酸と水酸化カリウムの水溶液とを反応させて得られる、酢酸カリウムを主成分とする水溶液である。

含 量 本品は、酢酸カリウム ($C_2H_3KO_2 = 98.14$) 58.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色澄明の液体で、わずかに酢酸のにおいがある。

確認試験 本品は、カリウム塩の反応及び酢酸塩の反応を呈する。

pH 7.5～10.0

本品を、そのまま検液として用い、測定する。

純度試験 (1) 遊離アルカリ 本品 1.8 g を量り、水 (二酸化炭素除去) 20mL を加えて混和し、フェノールフタレイン試液 2 滴を加えるとき、液が赤色を呈しても、その色は 0.1mol/L 塩酸 0.50mL を加えるとき、消える。

(2) 鉛 Pb として $1\mu\text{g/g}$ 以下 (4.0 g、第 3 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(3) ヒ素 As として $1.5\mu\text{g/g}$ 以下 (1.0 g、第 1 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B)

定 量 法 本品約 0.3 g を精密に量り、酢酸 40mL を加えて溶かし、0.1mol/L 過塩素酸で滴定する。終点の確認には、電位差計を用いる。別に空試験を行い、補正する。

0.1mol/L 過塩素酸 1 mL = 9.814mg $C_2H_3KO_2$